

保発 0325 第 28 号  
令和 8 年 3 月 25 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令の施行について (通知)

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令 (令和 8 年厚生労働省令第 34 号。以下「改正省令」という。) が本日公布され、同日に施行されたところでありますが、改正内容は下記のとおりですので、その内容を御了知の上、貴都道府県内保険者への周知を図られるとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきようお願いいたします。

## 記

### 第 1 改正内容

- 1 組合調整対象収入額の算定に係る係数の改定 (国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令 (昭和 47 年厚生省令第 11 号。以下「事務費省令」という。) 第 14 条関係)  
令和 7 年度の組合に対する普通調整補助金の法令上の額が、その予算額と一致するように組合調整対象収入額の算定に係る係数を改正すること。
- 2 組合に係る事務費基準額表の改定 (事務費省令別表第 1 及び第 1 の 2)  
令和 7 年度における組合に係る事務費負担金の基本額を定めること。
- 3 その他所要の改正を行うこと。

### 第 2 施行期日

改正省令は、公布日から施行し、令和 7 年度の予算に係る補助金等から適用する。